

平成 2 3 年度

林野庁関係予算の概要

平成23年度 林野庁関係予算概算決定の概要

1. 総括表

平成22年12月

区 分	平成22年度 予 算 額	平成23年度 概算決定額	対前年度比
	百万円	百万円	%
公 共 事 業 費	197,004	189,016	95.9
一般公共事業費	187,030	179,042	95.7
治 山 事 業 費	68,833	60,845	88.4
森林整備事業費	118,197	118,197	100.0
災害復旧等事業費	9,974	9,974	100.0
非 公 共 事 業 費	90,393	82,974	91.8
義 務 的 経 費	58,528	54,738	93.5
そ の 他 経 費	31,865	28,237	88.6
総 計	287,397	271,990	94.6

(注)1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金(318億円の内数、一括交付金への拠出額を除く)に、林野関係事業を措置している。

2 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

2. 「元気な日本復活特別枠」(再掲)

項 目	概算決定額
	百万円
森林・林業再生プラン推進総合対策	30,649
森林環境保全直接支援事業(公共)	29,412
森林づくり主導人材育成対策(非公共)	545
地域材供給倍増事業(非公共)	692

平成23年度林野予算概算決定の主要事項

森林管理・環境保全直接支払制度【一部公共】	1
〔施業を集約化して搬出間伐等の森林整備を行う者を支援〕	
森林づくり主導人材育成対策	3
〔フォレスターや森林施業プランナーを育成〕	
「緑の雇用」現場技能者育成対策	5
〔間伐や道づくり等を効率的に行える人材を育成〕	
地域材供給倍増対策	7
〔公共建築物等への地域材の利用を拡大〕	
林業金融対策	9
〔林業者の設備投資等に係る資金の実質無利子化〕	
国際森林年推進事業	12
〔国連が定めた国際森林年に係る取組を積極的に展開〕	
森林・林業技術開発推進事業	13
〔先進林業機械、育林機械を開発・改良〕	
山村活性化総合推進事業	14
〔里山林の資源状況等に応じた再生指針を実証・確立〕	
森林づくり国民運動推進事業	15
〔国民参加の森林づくりに向けた取組を推進〕	
森林・林業・木材産業づくり交付金	16
〔木材利用推進に必要な施設等を整備〕	
森林計画推進事業	17
〔森林計画策定に必要な森林情報等を整備〕	
森林整備事業・治山事業【公共】	18
〔集約化・路網整備・搬出間伐の推進、山地災害の防止〕	

森林管理・環境保全直接支払制度

【32,412(0)百万円】

対策のポイント

個々の森林施業に対して支援する制度を抜本的に見直し、意欲と実行力を有し集約化により持続的な森林経営に取り組む者を直接支援します。

<背景／課題>

- ・「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）において、「林野関係予算を「選択と集中」の観点から抜本的に見直し、努力する者が報われるものとし、新たに「森林管理・環境保全直接支払制度」を導入する」と位置づけられています。
- ・また、同戦略に位置づけられている「木材自給率を50%以上に向上させることを目指す」ためには、集約化施業により搬出間伐を積極的に推進していくことが不可欠です。

政策目標

- 森林吸収目標1300万炭素トンの達成(平成20～24年度)
- 10年後の木材自給率50%以上

<主な内容>

1. 間伐等への直接支援

面的にまとめて計画的に行う搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設を支援します。また、簡素で分かりやすい補助体系に改善するとともに、施業種毎に統一的な作業工程を国が設定して支援することにより低コスト化を図ります。

森林環境保全直接支援事業(公共) 29,412(0)百万円
補助率：3／10等
事業実施主体：地方公共団体、林業事業者等

2. 施業集約化促進対策

1. の集約化施業の取組に必要な森林情報の収集、森林の現況調査、境界確認、施業提案書の作成・森林所有者の合意形成等の活動を支援します。また、間伐実施の基盤となる既設の作業路網について行う、排水処理を始めとする簡易な改良活動も支援します(交付単価(国費)：森林経営計画(仮称)作成促進 4,000円/ha、施業集約化の促進 24,000円/ha等、作業路網の改良活動 2,500円/ha)。

森林整備地域活動支援交付金 3,000(0)百万円
(注)平成23年度所要額74億円(既存基金活用44億円)
補助率：定額(1／2相当等)
事業実施主体：市町村

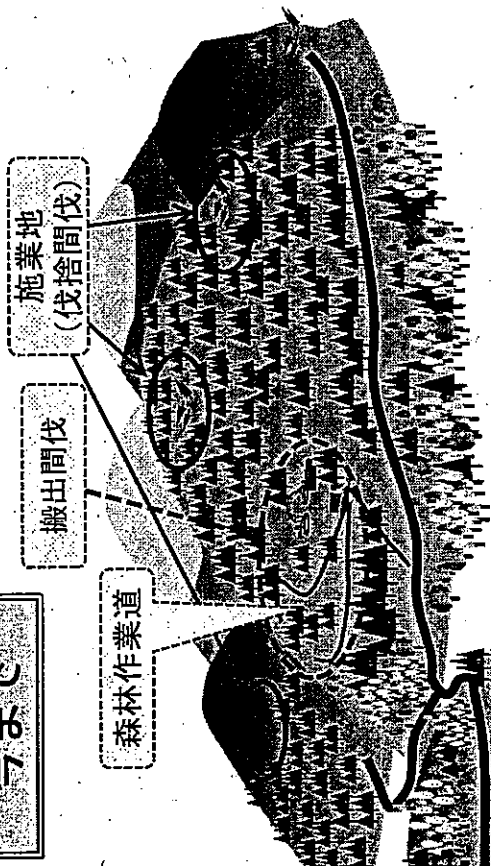
お問い合わせ先：

- 1. の事業 林野庁整備課 (03-3502-8065 (直))
- 2. の事業 林野庁経営課 (03-3502-8048 (直))

森林管理・環境保全直接支払制度の創設について

森林管理・環境保全直接支払制度創設に伴う関係法律等の整備に関する法律（平成29年法律第29号）
 森林管理・環境保全直接支払制度創設に伴う関係法律等の整備に関する法律（平成29年法律第29号）
 森林管理・環境保全直接支払制度創設に伴う関係法律等の整備に関する法律（平成29年法律第29号）

今まで



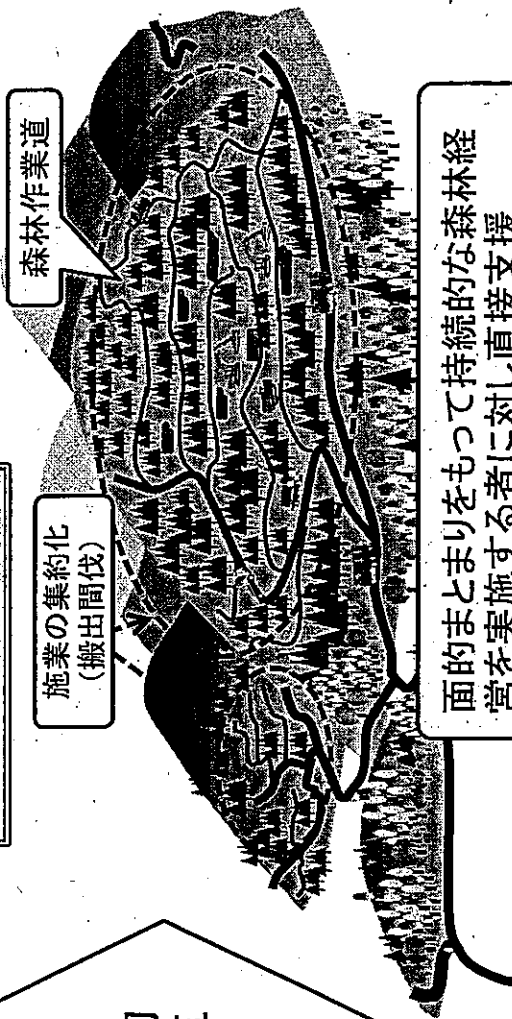
個々の森林施業に対し網羅的に支援

抜本的
に改革

H23から
直接支払による支援

施業の集約化
(搬出間伐)

森林作業道



面的まとまりをもって持続的な森林経営を実施する者に対し直接支援

抜本改革の具体的方向

～意欲と実行力のある者に直接支援～

ポイント①

集約化し計画的な施業を行う者を支援

ポイント②

間伐等への支援はゼロベースで見直し、搬出間伐への支援に限定

ポイント③

補助事業の大幅な簡素化、透明性の高い契約方式の徹底

ポイント④

国が作業種ごとの標準工程を定め単価を透明化

ポイント⑤

集約化に必要な境界明確化等の活動を支援する事業と連携

森林づくり主導人材育成対策

【545（0）百万円】

対策のポイント

地域の森林づくりの全体像を描く日本型フォレスターの育成や活動支援を行うとともに集約化施業の設計図を描く森林施業プランナーを育成します。

<背景／課題>

- ・森林・林業の再生のためには、持続的な森林経営を実現した上で、その採算性を確保することが重要です。
- ・「新成長戦略」に「日本型フォレスター」及び「森林施業プランナー」の育成が掲げられており、各地域における森林づくりのマスタープランを作成し、その実行に向け指導し得る者や、施業の集約化等を行う者を育成することが重要です。

政策目標

- 平成25年度から日本型フォレスターの認定を開始
- 平成23年度末までに基礎的な研修等により2,100人の森林施業プランナーを育成

<主な内容>

1. 日本型フォレスター活動・育成支援

フォレスターの活動体制・育成研修プログラムの改善等のため、フォレスター業務の試行的実施やフォレスター育成研修への参加を促進します。

日本型フォレスター活動・育成支援事業 148（0）百万円

補助率：定額

事業実施主体：地方公共団体

2. 日本型フォレスター、森林施業プランナー育成対策

(1) フォレスターの活動体制・育成研修プログラムの改善等

1. のフォレスター業務の試行的実施の結果を検証し、次年度以降の全国のフォレスター活動に反映させるとともに、フォレスター育成研修のプログラムの改善を行います。

(2) 森林施業プランナーの育成

森林所有者に対し森林整備の内容、経費、木材の販売収入などを明示した上で施業を提案する森林施業プランナーの育成を加速化するため、集合研修、専門家チームの派遣等を行います。また、森林施業プランナーの認定評価の仕組みづくりを行います。

フォレスター、森林施業プランナー育成対策事業 236（0）百万円

補助率：定額、1／2以内

事業実施主体：民間団体

3. 日本型フォレスター育成研修

通信研修や全国ブロック毎の集合研修を組み合わせることにより、フォレスターを育成します。

日本型フォレスター育成研修事業 161（0）百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

2の（2）の事業 林野庁経営課 (03-3501-3810 (直))

2の（2）以外の事業 林野庁研究・保全課 (03-3502-5721 (直))

森林づくり主導人材育成対策

平成23年度概算決定額 545百万円

地域の
森林づくりの
全体像を描く

市町村森林
整備計画の
作成を支援



集約化施業
の
設計図を描く

提案型集約化施
業の推進

フォレスターの育成

- ① フォレスター業務に必要な知識などを習得させる研修の実施
 - 全国ブロック毎の集合研修と中央段階で行う通信研修等を組み合わせることによりフォレスターを育成
 - 研修旅費の支援等による研修参加の促進
- ② フォレスター業務の試行実施
- ③ フォレスターの活動体制・育成研修プログラムの改善等

森林施業プランナーの育成

- ① 施業プラン作成の基礎的研修
- ② 組織としての提案型集約化施業の実践力の向上を図るステップアップ研修
- ③ 能力向上のため、地域に専門家チームを派遣しての実践指導

長期的視点に立った森林づくりのマスタープランとそれに沿った施業プランにより集約化施業を推進。
森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保。

「緑の雇用」現場技能者育成対策

【5,530(0)百万円】

対策のポイント

人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給に必要な、間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を段階的かつ体系的に育成します。

＜背景／課題＞

「新成長戦略」に掲げられた森林・林業の再生に必要な人材育成のうち、フォレスター・森林施業プランナーが描いた地域の森林づくりのビジョンに基づき、間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を段階的かつ体系的に育成することが重要です。

政策目標

○平成27年度までに現場管理責任者等1,800人を育成

○平成25年度までに森林作業道作設オペレーター1,500人を育成

＜主な内容＞

1. 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ

就業希望者を雇用して行う以下の研修等に必要な経費を支援します。

- ① 林業への新規就業者の確保に向けた就業体験やガイダンス、作業実態等の理解を図るためのトライアル雇用（規模：300人）
- ② 林業経験のない方が基本的な技術を習得するための3年間のOJT研修（規模：3,400人）等
- ③ 現場管理責任者等に必要な知識・技術の習得するためのキャリアアップ研修（規模：300人）

※ 研修生1人当たり9万円/月等を助成（①のトライアル雇用は3ヶ月、②のOJT研修は1年目8ヶ月、2,3年目6ヶ月を上限）。

2. 森林作業道作設オペレーターの育成

丈夫で簡易な森林作業道を作設するオペレーターを育成するための研修（規模：920人）の実施に必要な経費を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

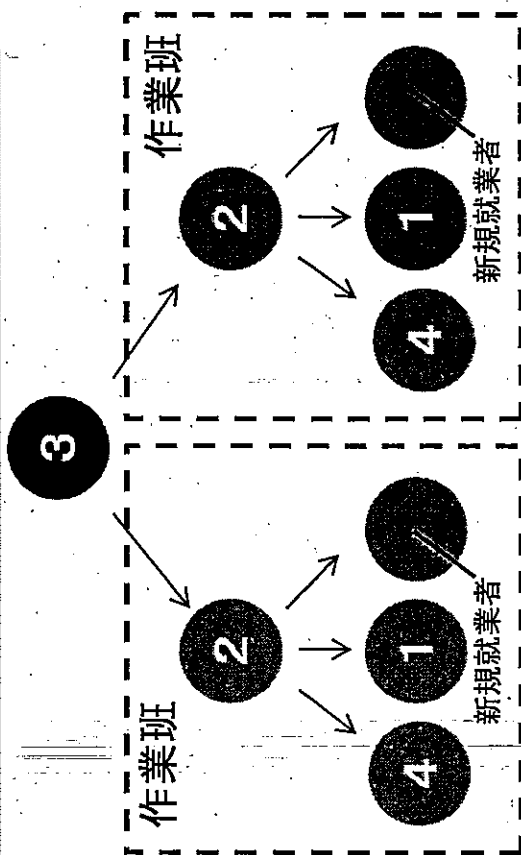
お問い合わせ先：

1の事業 林野庁経営課 (03-3501-3810 (直))

2の事業 林野庁研究・保全課 (03-6744-2311 (直))

「緑の雇用」現場技能者育成対策

育成する人材の体系



- ① フォレストワーカー（林業作業士）
伐倒等の林内作業技能者
- ② フォレストリーダー（現場管理責任者）
各現場を担当する作業班長
- ③ フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）
複数の現場の統括管理者
- ④ 森林作業道作設オペレーター
丈夫で簡易な森林作業道作設技能者

※ 新規就業者は、例えば①→②→③とキャリアアップ

間伐や道づくりを効率的に行える 現場技能者の育成

1. 新規就業者を確保・育成する。

①フォレストワーカーの育成（1～3年目）

- ①就業体験・ガイダンス、トライアル雇用等による新規就業者の確保
- ②安全かつ効率的な作業を行うための3年間の基本的な研修の実施
- ③事業体の研修指導員の能力向上研修

2. 林業就業者のキャリアアップの道筋を示す。

②フォレストリーダーの育成（5年目以上）

〔担当する現場を効率的に運営するために必要な作業班員への指導能力向上や作業の工程管理に関する知識や技術を習得させる研修の実施〕

③フォレストマネージャーの育成（10年目以上）

〔複数の現場を統括管理するために必要な年間計画の進捗管理等の知識を習得させる研修の実施〕

3. 森林作業道作設のスペシャリストを育てる。

④森林作業道作設オペレーターの育成

〔丈夫で簡易な森林作業道を作設するオペレーター育成のための研修、講師養成のための指導者研修等を実施〕

地域材供給倍増対策

【1,056(400)百万円】

対策のポイント

「10年後の木材自給率50%以上」を目指し、原木の安定供給の取組や木材産業活性化、公共建築物等への地域材の利用拡大の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・「森林・林業再生プラン」に基づいて、国産材の利用拡大を図るためには、小規模・分散的・多段階という国産材の生産・加工・流通体制の改革が必要です。
- ・「公共建築物木材利用促進法」の着実な推進により、公共建築物のみならず、住宅等での地域材の一層の利用拡大や、木質バイオマス等地域材の新たな用途への利用拡大につなげていくことが必要です。

政策目標

- 原木の安定供給体制の構築に取り組んだ地域からの原木供給量：
取組開始後3年目で開始前の3割増（平成32年度には倍増）
- 木材産業等の活性化を図る地域における木材利用量：
平成27年度までの5年間で12万m³増加
- 木造での公共建築物の整備：7.5%（平成20年度）
→ 24%（平成27年度）

<主な内容>

1. 地域における原木の安定供給の取組への直接支援
地域における木材生産者の連携による原木供給の取りまとめやストックヤードを活用した仕分け・直送の推進等、安定供給に向けた取組に対し支援します。
2. 水平連携など木材産業活性化のための支援
集成材工場向けのラミナ挽き等の水平連携構想の作成、工務店と連携した部材の共通化、木製ガードレールなど土木資材の普及等の取組に対し支援します。
3. 木造公共建築物等への地域材利用による実需拡大
公共建築物木材利用促進法を推進するため、次の取組に対し支援します。
 - ① 地域の関係者が一体となって取り組む木造公共建築物の整備等
 - ② 木造公共建築物や木質バイオマス利活用施設の整備資金の借入に係る利子助成
 - ③ 木造設計を担う建築士が地域材製品の選択に用いるソフトウェアの提供等
4. 地域材の差別化・信頼性向上による実需拡大
木材のトレーサビリティ制度（合法性、伐採地等の表示）に係る実証や、環境貢献度の客観的な評価・表示等を推進します。

地域材供給倍増事業 856(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

- | | | |
|---------|----------|--------------------|
| 1の事業 | 林野庁計画課 | (03-6744-2300 (直)) |
| 2の事業 | 林野庁木材産業課 | (03-6744-2294 (直)) |
| 3及び4の事業 | 林野庁木材利用課 | (03-6744-2296 (直)) |

地域材供給倍増対策

概算決定額 1,056百万円

課題

- 小規模・分散的・多段階という国産材の生産・加工・流通体制の改革が途上
- 総需要量の約4割を占める住宅・建築分野での国産材の一層の利用拡大が重要
- 住宅・建築分野以外の木質バイオマスや新たな用途への利用拡大対策が必要



「公共建築物木材利用促進法」の成立

公共建築物に重点を置きつつ、住宅・バイオマス等を含め木材利用の拡大を図る

地域材安定供給推進対策

○地域における原木の安定供給の取組への直接支援

- ー原木供給能力を踏まえた安定供給計画の作成
- ー加工業者との安定供給協定締結活動

○木材産業活性化のための支援

- ー集成材工場向けのラミナ挽きなど水平連携構想作成
- ー工務店と連携した部材の共通化
- ー木製ガードレールなど土木資材の普及等



地域材実需拡大

○木造公共建築物等への地域材利用による実需拡大

- ー地域の関係者が一体となって取組む木造公共建築物の整備等
- ー木造公共建築物、木質バイオマス利用施設の整備資金の借入に係る利子助成
- ー高度な木造建築に必要な設計ソフトの提供等

○地域材の差別化・信頼性向上による実需拡大

- ー木材のトレーサビリティ制度の実証
- ー環境貢献度の評価・表示の実証等



地域材の供給量を倍増
(10年後の木材自給率50%以上)

地球温暖化防止
への貢献

コンクリート社会から
木の社会への
転換の実現

林業金融対策

【2, 228(2, 255) 百万円】

対策のポイント

補助事業に代えて、林業者等の森林整備や設備投資に関する融資の充実を図り、地域材の利用を促進します。

<背景／課題>

- ・森林・林業再生プランを推進していくためには、森林施業の集約化や木材の加工・流通構造の改革を通じて地域材の利用を促進していくことが重要です。
- ・林業者等による森林整備、設備投資に対する融資の充実を図り、補助から融資への転換を図っていくことが重要です。

政策目標

平成23年度に、①森林5,000haを集約化、②国産材の供給能力を40万m³増加

<主な内容>

1. 利子助成による地域材利用の促進

地域材利用の促進を通じて、森林・林業再生プランに掲げられている木材自給率50%以上の目標を達成するために、林業者等に対し、最大2%の利子助成（実質無利子化）を講じることにより、林業経営規模の拡大・維持や地域材の加工・流通体制の改善を図ります（融資枠：80億円）。

地域材利用促進緊急利子助成事業 180(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. 無利子資金による森林整備の推進

森林整備を推進するために、施業規模を集積させた林業者に対し、有利子の公庫資金と無利子資金（森林整備活性化資金）を併せて貸し付けることにより、林業者の金利負担の軽減を図ります（融資枠：17億円）。

森林整備活性化資金造成費・利子補給金 1,577(1,787) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金

3. 無利子資金による林業・木材産業の経営改善の推進

林業・木材産業の健全な発展を一体的に推進することを目的に、都道府県が無利子の貸付けを行い、木材産業事業者等が先駆的取組による経営改善を実施する際に必要となる設備投資にかかる負担の軽減を図ります（融資枠：100億円）。

林業・木材産業改善資金造成費 38(40) 百万円
補助率：2/3
事業実施主体：都道府県

4. 信用保証の基盤強化と使いやすい低利の運転資金制度

(1) 林業信用保証の基盤強化

林業者・木材産業者の資金調達を円滑にするため、景気低迷により高水準にある代位弁済費の一部を支援し、保証料の軽減を図ります。

国産材需要・供給拡大林業信用保証事業 368(410)百万円
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金

(2) 木材産業者等への新たな低利の運転資金制度の創設

林業・木材産業を担う事業者が事業の合理化等を推進するのに必要となる運転資金について、一層低利で利便性の高い資金制度を創設することにより、木材関連産業及び林業の健全な発展を図ります(融資枠：600億円)。

木材産業等高度化推進資金事業 65(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金

[お問い合わせ先：林野庁企画課 (03-3502-8037(直))]

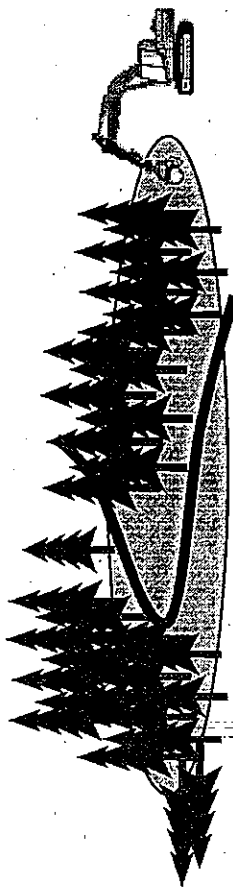
林業金融対策 ～補助から融資への転換～

平成23年度概算決定額 2,228百万円

森林・林業再生プランを推進していくため、森林施業の集約化や木材の加工・流通構造の改革を通じ地域材の利用を促進していくことが重要。

林業者等による森林整備や設備投資に対する融資の充実

「補助から融資へ」の転換



信用保証の基盤強化と低利の運転資金制度の創設

○国産材需要・供給拡大林業信用保証事業 368百万円(410百万円)

- ・ 景気低迷により高水準にある代位弁済費の一部を支援し、保証料の軽減を図る。

○木材産業等高度化推進資金事業 65百万円(0)

- ・ 林業・木材産業事業者が事業の合理化等を推進するために必要な、利便性の高い運転資金制度の創設
- ・ 融資枠:600億円

林業・木材産業の経営改善の推進

○林業・木材産業改善資金造成費 38百万円(40百万円)

- ・ 木材産業事業者等が取り組む経営改善のための設備投資に対する無利子貸付
- ・ 償還期間:原則10年以内(据置期間3年以内)
- ・ 融資枠:100億円

利子助成による地域材利用の促進

○地域材利用促進緊急利子助成事業 180百万円(0)

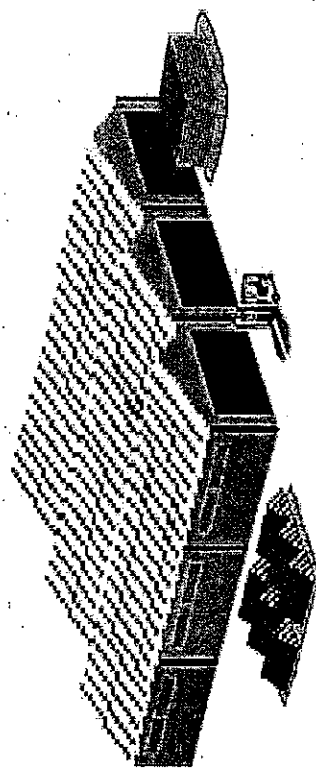
- ・ 森林取得、加工・流通施設等の整備を行う林業者等に対する最大2%の利子助成(実質無利子化)
- ・ 利子助成期間:最大15年
- ・ 融資枠:80億円

森林整備の推進

○森林整備活性化資金造成費・利子補給金

1,577百万円(1,787百万円)

- ・ 施業規模を集積させた林業者に対し、有利子の公庫資金と無利子資金(森林整備活性化資金)を併せて貸付けることによる金利負担の軽減
- ・ 償還期限30年(据置期間20年)
- ・ 融資枠:17億円



融資による川上から川下までの一体的な支援

「補助から融資への転換」を図り、林業・木材産業の健全な発展を実現

国際森林年推進事業

【300（0）百万円】

事業のポイント

国際社会の要請に応えつつ、森林・林業の再生や途上国の森林保全対策に対する国民の理解の促進につながるよう、国際森林年に係る取組を積極的に展開します。

<背景／課題>

- ・2011年（平成23年）は、国連が定めた国際森林年（the International Year of Forests）です。国際森林年は、世界中の森林の持続可能な経営、保全、持続可能な利用の重要性に対する認識を高めることを目的としています。
- ・国際森林年という節目の年に、現在我が国において取り組んでいる「森林・林業再生プラン」に基づく森林・林業再生や途上国の森林保全等に対する国民の理解の促進につなげていくことが重要です。

政策目標

国際森林年及び持続可能な森林経営に対する認知度を20%増加
（平成23年度）

<主な内容>

1. 国際森林年国内委員会の運営
国際森林年国内委員会を運営し、我が国における取組の推進を図ります。
2. 国際森林年名誉大使活動の展開
我が国の国際森林年名誉大使を任命し、国内外において国際森林年に関する啓発活動等を実施します。
3. 国際森林年普及事業の実施
森林・林業の再生や途上国の森林保全等に対する国民の理解の促進につながるよう必要な情報の整備を図り、民間企業等による記念事業など我が国における幅広い取組を推進します。
4. 国際森林年記念会議の開催
海外から専門家等を招き、国内の森林・林業関係者等の意識啓発を図る行事を開催し、国内の森林・林業再生に向けた動きを後押しします。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：林野庁計画課（03-3591-8449（直））]

森林・林業技術開発推進事業

【289（590）百万円】

対策のポイント

効率的な作業システム及び未利用森林資源の利用技術の開発・導入促進を図ります。

<背景／課題>

森林・林業再生プランの主要課題の一つである「森林の整備や木材生産の効率化に必要な、路網と林業機械を組み合わせた作業システムの導入」を推進するため、先進的な林業機械の導入・改良及び地域特性に適した作業システムの構築・定着が必要です。

政策目標

素材生産量に占める高性能林業機械を使用した生産量の割合を6割に拡大（平成27年度）

<主な内容>

1. 育林機械・技術の開発及び開発された育林体系の分析・評価

育林工程の短縮・省力化につながる育林機械等を開発・改良するとともに、開発された育林体系・機械の現地適用について分析・評価等を行います。

育林省力化技術開発促進事業 24（0）百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

2. 先進林業機械の導入促進及び現地に適した作業システムの導入支援

先進林業機械のさらなる改良、導入した作業システムを検証・分析・評価するとともに、生産性の高い作業システムの導入を支援します。

先進林業機械改良・新作業システム開発事業 69（30）百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

3. 森林整備の効率化を支援するための林業機械等の改良・開発

低コスト・効率的な未利用森林資源の収集・運搬システムの技術開発等を行います。

森林整備効率化支援機械開発事業 196（221）百万円

委託先：民間団体

[お問い合わせ先：林野庁研究・保全課（03-3501-5025（直））]

山村活性化総合推進事業

【45（537）百万円】

対策のポイント

- 里山林の再生に向けて、地域住民の活動に関する里山林再生指針を実証・確立することにより、全国規模での取組の拡大につなげます。

＜背景／課題＞

- かつて薪炭材や農業肥料の供給の場となっていた里山林は、近年、利用されず放置されるケースが顕著となり、タケやササの侵入、ゴミの不法投棄、獣害の増加等が問題となっています。
- 里山林の再生を図るためには、その新たな利用価値を見い出すことで、地域の里山林再生への取組意欲の向上を図ることが重要です。

政策目標

里山林の資源を活用した持続可能な活動に取り組む団体を平成26年度までに20%増加

＜主な内容＞

○森林総合利用推進事業

（1）地域の特性に応じた持続可能な里山林再生指針の構築

NPO法人等と地域住民の協働による里山林再生診断書の作成を支援します。その診断書を基に、里山林における持続可能な活動に関する里山林再生指針を確立します。

（2）人材の育成・マニュアル作成

（1）の里山林再生指針を活用して、里山林再生のためのマニュアルを作成します。これにより、現場での指導能力だけでなく、企画能力や安全管理能力等の高度な能力を持った人材を育成します。

（3）森林総合利用情報の集積・共有化

里山林の再生に取り組むNPO法人等のネットワーク化を図り、森林の多様な利用に関する全国の様々な情報の集積・共有化を図ります。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：林野庁計画課（03-3502-0048（直））]

森林づくり国民運動推進事業

【60（121）百万円】

対策のポイント

地球温暖化防止や生物多様性の保全に向け、森林・林業について広く国民の理解を促進する緑化行事や企業等が参加する森林づくり活動等を支援します。

＜背景／課題＞

地球温暖化防止や生物多様性保全に向けた国内の森林整備を国民運動として推進するには、これまで以上に幅広い層へ森林づくり活動への参加を促すとともに、多様な主体が参加する森林づくり活動等への支援を進める必要があります。

政策目標

森林ボランティア団体数を平成26年度末までに3,000団体に増加させるとともに、国民の森林・林業に対する理解を促進

＜主な内容＞

1. 緑化等に対する国民の理解の促進
全国規模での緑化活動の推進を支援します。
2. 地球温暖化防止や生物多様性保全に向けた森林づくりの実践支援
NPOや市民等幅広い層による森林づくり活動等を支援します。
3. 企業等に対する森林づくりへの参加の働きかけ
森林づくりに関心のある企業等の活動の促進に向けた取組を支援します。
4. 地域のシンボリックな巨樹・古木等の保全・管理技術の開発
巨樹・古木等の保全・管理技術の開発及び技術情報の提供を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：林野庁研究・保全課（03-3502-8243（直））]

森林・林業・木材産業づくり交付金

【1,610(7,085)百万円】

対策のポイント

地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、必要な経費について都道府県等に対し一体的な支援を行います。

<背景/課題>

- ・森林・林業再生プランの達成のため、施業の集約化、路網の計画的な整備、林業機械の導入、木材需要の拡大が必要です。
- ・年間約2,000万 m^3 (推計)発生している林地残材は、ほとんどが未利用となっています。

政策目標

- 地域材利用量の増加(年間3万 m^3 以上)
- 木造公共建築物等の整備(7.5%(平成20年度)→24%(平成27年度))

<主な内容>

1. 木材産業構造改革整備

一定の条件を満たす地域材を利用する法人に対して、製材工場等の施設整備を支援します。また、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく木材製造高度化計画の認定を受けた事業実施主体に対しては、交付金配分の順位を高めるポイントを加算します。

補助率：1/3、1/2
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

2. 木造公共建築物等の整備

地方公共団体の方針に基づく公共建築物を整備する事業者が、一定数量の地域材を利用することにより、①鉄筋コンクリート構造と同等のコスト整備が可能であり、②施工後に普及・PRを実施し、③各種試験・モニタリングに協力できる場合には、その工事費及び計画・設計費等を支援します。

補助率：1/2
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

お問い合わせ先：
1の事業 林野庁木材産業課(03-6744-2291(直))
2の事業 林野庁木材利用課(03-6744-2297(直))

森林計画推進事業

【597(379)百万円】

対策のポイント

森林計画の適切な策定等に必要な森林情報の整備等を図り、森林の計画的な整備・保全を推進します。

<背景／課題>

- ・「森林・林業再生プラン」を推進していくためには、各地域の森林計画の策定において必要となる森林情報の整備が急務となっています。
- ・森林資源情報と地図情報をリンクさせた森林GISの整備は、市町村段階で2割と低位な水準となっております。

政策目標

路網整備の促進や生物多様性の保全等に対応するため、各都道府県、市町村が作成する森林計画の変更を100%完了（平成23年度）

<主な内容>

1. 地域森林計画編成事業

169(375)百万円

都道府県が整備している森林GISデータを市町村と共有するために必要なシステムの整備や、地域森林計画の一斉変更を行うために必要な森林情報の整備等について支援します。

補助率：1／2
事業実施主体：都道府県

2. 市町村森林情報緊急整備事業

424(0)百万円

都道府県の森林GISを活用した市町村段階の森林GISの整備や、市町村森林整備計画の一斉変更を行うために必要な森林情報の整備や生物多様性の保全に関して個別に行う調査等について支援します。

補助率：1／2
事業実施主体：市町村

[お問い合わせ先：林野庁計画課（03-3744-2300（直））]

森林整備事業・治山事業（公共）

【179,042(187,030)百万円】

対策のポイント

- ・集約化し計画的に搬出間伐を行う者へ支援を行う直接支払制度の導入や、丈夫で簡易な林業専用道の整備等を推進します。【森林整備事業】
- ・緊要度が高い箇所における重点的な災害復旧対策や重要な水源地域に重点化した保安林の整備により、安全・安心を確保します。【治山事業】

<背景／課題>

- ・利用期を迎えつつある人工林資源を活かし、持続的な森林経営を構築するためには、施業の集約化、路網の整備、搬出間伐等の推進が重要です。
- ・京都議定書森林吸収目標1,300万炭素トン達成のためには、56万haの間伐が必要です。
- ・年平均約3,900箇所（平成元年～21年の平均）に及ぶ山地災害が発生しており、国民の生命・財産を守るため、治山対策を推進していく必要があります。

政策目標

- 10年後の木材自給率50%達成に向けた路網整備や搬出間伐の推進
- 森林吸収目標の達成に向けた間伐の実施（6年間で330万ヘクタール）
- 周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保された集落の数を約5万2千集落（平成20年度）から約5万6千集落（平成25年度）に増加等

<主な内容>

1. 森林整備事業

118,197(118,197)百万円

- (1) 集約化して計画的な森林整備を行う者を対象に、搬出間伐等の森林施業と森林作業道の開設を支援する森林管理・環境保全直接支払制度を創設します。

【森林環境保全直接支援事業（公共） 29,412(0)百万円】

- (2) 丈夫で簡易な「林業専用道」「森林作業道」の規格等を新設し、これらに予算を重点化することで路網整備を加速化します。

【林業専用道整備対策（公共） 8,514(3,500)百万円】

- (3) 生物多様性の保全などの観点から、地方公共団体が森林所有者等と協定を結んで行う針広混交林化などを推進します。

【環境林整備事業（公共） 425(0)百万円】

2. 治山事業

60,845(68,833)百万円

- (1) 甚大な災害発生箇所における復旧対策や事業の大括り化を通じた事業間の使途の融通性向上等により、重点的かつ機動的な治山対策を推進します。

【山地治山総合対策事業（公共） 20,497(0)百万円】

- (2) 流域保全の観点から、国土保全上重要な水源地域等において、自然災害等により機能が低下した保安林の整備を重点的かつ計画的に推進します。

【水源森林再生対策事業（公共） 2,610(0)百万円】

【お問い合わせ先：1の事業 林野庁整備課（03-6744-2303（直））
2の事業 林野庁治山課（03-6744-2308（直））】

平成23年度林野公共事業予算について

森林整備事業 118,197 (118,197) 百万円
治山事業 60,845 (68,833) 百万円

現状と課題

森林・林業再生プラン

- 森林の多面的機能の持続的発揮
- 低炭素社会への貢献
- 林業・木材産業の再生
 - ・今後10年間で効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくり

地球温暖化防止

- 森林吸収源対策の着実な推進
 - ・56万haの間伐の実施に必要な予算の確保

山地災害への対応

- 温暖化による激甚な山地災害の発生リスクの増大
 - ・山地災害発生時における国の責務の遂行

補助金改革

- 行政事業レビューの結果等を踏まえた見直し
 - ・事業の重点化、コスト削減等

平成23年度概算決定内容

森林整備事業

- 間伐等への直接支援（森林管理・環境保全直接支払制度）
 - 森林環境保全直接支援事業 29,412(0)百万円
 - 施業集約化促進対策（非公共） 3,000(0)百万円
 → 集約化して計画的な森林整備を行う者を対象に、搬出間伐等の森林施業と、これと一体となった森林作業道の開設を支援。また、簡易で分かりやすい事業体系に変更するとともに、施業種毎に国が基準となる工程を設定し、間伐等の低コスト化を促進。併せて、施業集約化のための活動を行う者への支援（非公共・ソフト）を一体的に実施。
- 丈夫で簡易な道を主体とした路網整備の推進
 - 林業専用道整備対策 8,514(3,500)百万円
 → 10t積みトラックが通行できる「林業専用道」及び林業機械等が走行する「森林作業道」について新たに規格を創設した上で、これら丈夫で簡易な道に予算を重点化し、路網整備を加速化。
- 環境林整備事業による森林の多面的機能の確保
 - 環境林整備事業 425(0)百万円
 → 生物多様性の保全などの観点から地方公共団体が森林所有者と協定を結び、針広混交林化などを推進。

治山事業

- 緊急性・重要性を踏まえた災害復旧対策
 - 山地治山総合対策事業 20,497(0)百万円
 → 甚大な災害発生箇所における復旧対策や事業の大括り化を通じた事業間の用途の融通性向上等により、重点的かつ機動的な治山対策を推進。
- 水源地域における重点的な森林の再生対策
 - 水源森林再生対策事業 2,610(0)百万円
 → 流域保全の観点から、国土保全上重要な水源地域等において、自然災害等により機能が低下した保安林の整備を重点的かつ計画的に推進。

結果

森林・林業の再生
〔木材自給率50%達成〕

多面的機能の持続的発揮

森林吸収目標の達成

安全・安心の確保

